

いきいきとした生活を続けるために

# 介護予防・日常生活支援 総合事業を始めます

市では3月から介護予防・日常生活支援総合事業を始めます。総合事業の開始に伴う介護保険の使い方の変更点と、市で始まっている誰もが地域で共に暮らし続けるための取り組みをお知らせします。

## 介護保険制度が見直された訳

これまでの介護保険制度は、プロの専門職が介護予防や介護サービスを提供するものでした。しかし、この方法では介護予防の効果が限定的であることや、今後の高齢者の急増でサービスを供給する専門職が足りなくなることが問題です。これからは、高齢者が自らリハビリや運動をすることで心身の機能を維持、回復する力が求められます。さらに高齢者が住み慣れた地域で安心して生

活するためには、介護や介護予防だけでなく、周囲の見守りや高齢者自身の社会参加の場の整備といった生活支援も欠かせません。そのためには、専門職に加えて市民、ボランティア、NPO、民間企業等さまざまな人たちが協力できる体制を整備する必要があります。その仕組みとして「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を創設しました。

## 総合事業を進めるために

- ① 通所介護と訪問介護サービスのみの利用であれば、必ずしも要介護認定を受けなくてもよい体制にします。
- ② 要介護状態の効率的な予防方法を検討するため、「自立支援型地域ケア会議」を開催します。
- ③ 市民、ボランティア、NPO、事業者等さまざまな人たちが参加できる体制を協議するため、協議体を設置します。



▲介護予防のための取り組み

## 市民説明会(出前)を行います

総合事業では、高齢者が安心して暮らせる共生社会を目指します。そのためには、市民の皆さんによる支え合いも含めた支援体制を作ることが必

## 高齢者の相談窓口を一本化します

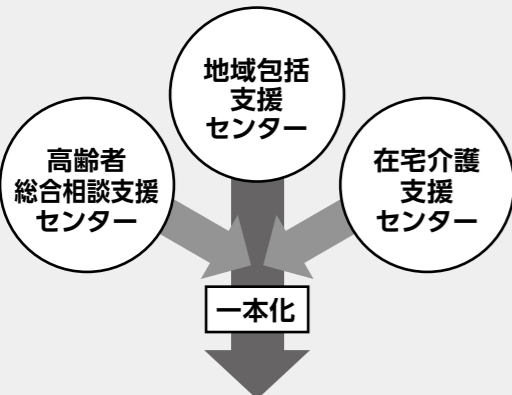
現在、市内には高齢者の相談窓口として、地域包括支援センター、高齢者総合相談支援センター、在宅介護支援センターの3か所があります。4月からは、分かりやすい窓口と相談体制の強化を目指し、これらの窓口を地域包括支援センターに一本化します。

今後、地域包括支援センターでは、相談業務等のほか、地域ケア会議の運営を担い、高齢者の自立支援及び生活の質の向上に努めます。

※自立支援型地域ケア会議…高齢者自身が持つ心身の機能を維持、回復する力を最大限に引き出すため、理学療法士や、管理栄養士などの専門職が担当のケアマネジャーへ助言します。



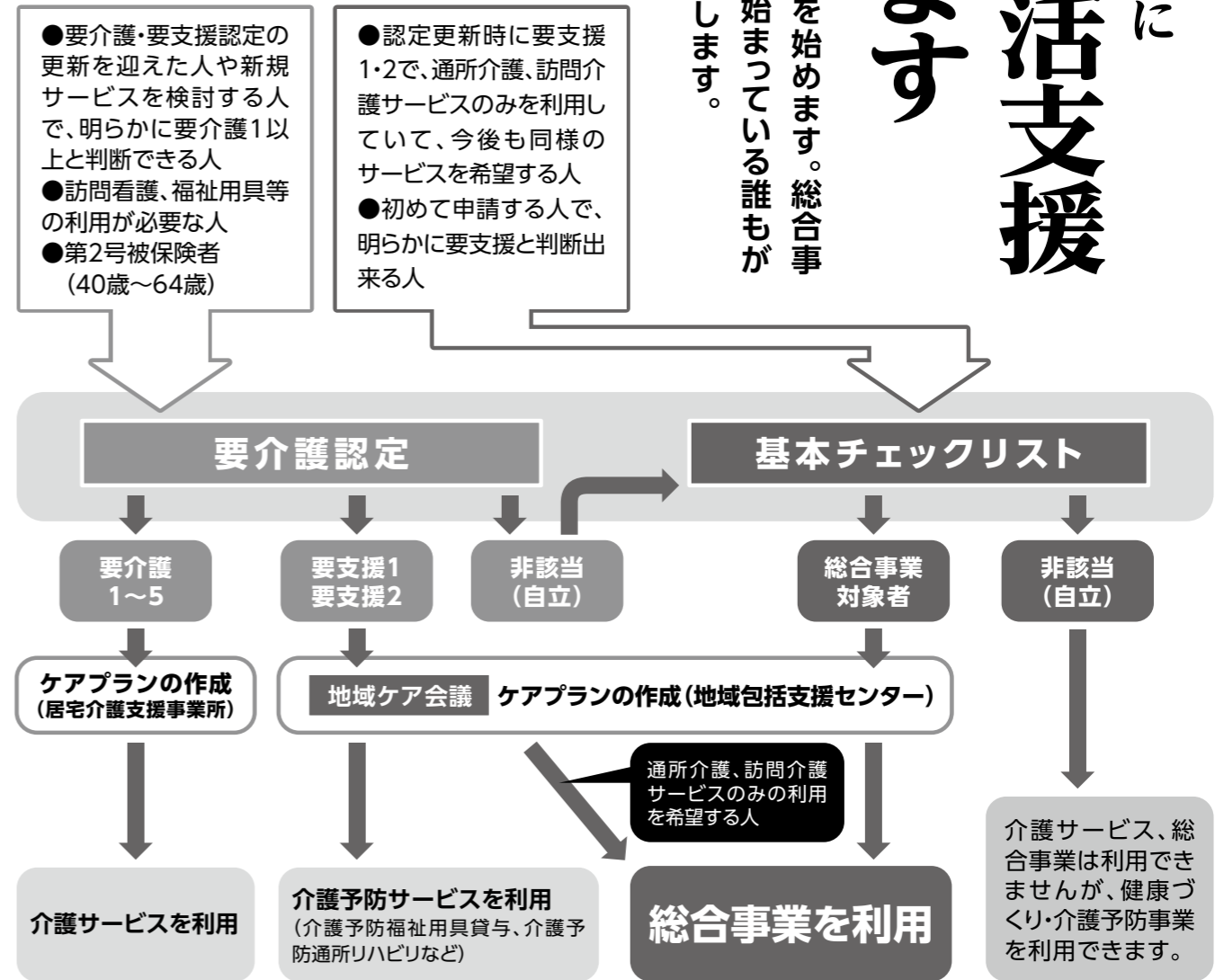
▲気軽に御相談ください。秘密は守られます。



**地域包括支援センター**  
4月1日(金)～ ふくとびあ1階

**統合後の福津市地域包括支援センター**  
所在地 手光南2丁目1番1号 福津市健康福祉総合センターふくとびあ1階  
☎43・0787(変更なし)

## ……サービス利用までの流れ……



- 要介護・要支援認定の更新を迎えた人や新規サービスを検討する人で、明らかに要介護1以上と判断できる人
- 訪問看護、福祉用具等の利用が必要な人
- 第2号被保険者(40歳～64歳)
- 認定更新時に要支援1・2で、通所介護、訪問介護サービスのみを利用して、今後も同様のサービスを希望する人
- 初めて申請する人で、明らかに要支援と判断出来る人

## 協議体準備会を開催しています

支援体制を整備するうえで核となるのが、前述③の協議体です。第1回準備会を昨年12月18日に開催し、122人が参加しました。グループワークで



▲1月20日に行われた第2回準備会も多くの参加がありました

## 要介護・要支援認定をお持ちのかたへ

4月以降、要介護・要支援認定の更新案内がなくなります。被保険者証に記載された要介護・要支援認定の有効期間を、御家族やケアマネジャーと確認してください。

は市民、事業者、行政の参加者が意見交換を行い、つながりの第一歩を踏み出せました。今後も継続して開催します。

**【第3回の御案内】**  
日時 2月24日(水)午後6時から2時間程度  
場所 宮司コミュニティセンター